# 希望の郷 東村山 強度行動障害対応指針

## 希望の郷 東村山

## 希望の郷 東村山 強度行動障害対応指針 目次

はじぬ	かに・・・	• • •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
1 強馬	度行動障害と	は何か	7		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
(1) 引	鱼度行動障害	とは	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
(2) 剪	鱼度行動障害	の背景	Ļ		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
(3) 7	<b>う動改善とは</b>		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
2 強馬	度行動障害に	対する	支担	爰	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		•	•	•	•	•	5
(1) = 3	支援にあたっ	ての基	本自	内考																							
(2) 剪	鱼度行動障害		-			•																					
1	予防的支援	及び早	期対	対応	の復	放底		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
2	意思決定支	援に配	息息	った	対点	7,	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
3	利用者との	信頼関	原係(	り構	築	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
4	専門性の向	上(福	祉耶	哉)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
5	専門職の確	保と連	携	(医	師、	心	理	!職	等	)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
3 強厚	度行動障害対																										
(1) 禾	利用者の受け	入れ	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
(2)	医師による診	断 •	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
(3) 7	アセスメント	(肯定	ぎ的に	こ分	析)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
(4) 作	固別支援計画	の作成	えと言	十画	に基	ţ~	5 <	支	援		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
(5) ₮	再アセスメン	٠ ١	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
(6) ‡	也域で継続的	に生活	言でき	きる	体制	引つ	<b>5</b> <	り		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
4 行動	め改善に向け	た支援	美の多	実践	į .		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	1	1
	アセスメント																										
$(2) \ \bar{3}$																											
	支援記録の活	用 •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2
	支援記録の活 集団対応と個	別対応	<u>,</u>		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2
(3) 缜		別対応			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2

5	強	度行動障害支援の推進体制	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
(1	)	強度行動障害エキスパート	人材	の	養成	;	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
(2	)	スーパーバイズ体制の構築	· 效	果的	内運	用		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
(3	)	本対応指針の見直し ・・		•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6

# はじめに

希望の郷 東村山は前身である東村山福祉園開設以来、重度・最重度の知的障害を有する 方を対象とした支援施設として、「強度行動障害」をはじめとする他の施設では対応が困難 な利用者を受入れ、質の高いサービスを提供するとともに、地域生活移行の実現に繋げるな ど、東京の福祉施策をリードする取組を行ってきました。私たち職員は、どのような障害を 有する方に対しても粘り強い支援を継続し、利用者一人ひとりの個性を尊重していくことが 当施設の使命と受け止め、きめ細かな支援を行っています。

とりわけ、特別な支援が必要な強度行動障害を有する方への支援については、都内で「強度行動障害処遇加算費適用対象施設」として、これまで多くの方を受け入れており、現状でも当園利用者の約4割を占める状況にあるなど、長年にわたってその支援に携わりながら支援技術・ノウハウの蓄積に努めてきました。

当施設では「利用者一人ひとりの尊厳を守り、『安心』『信頼』『満足』のサービスを提供します。」という運営理念を踏まえつつ、40年余の運営において培ってきた強度行動障害への支援技術・ノウハウを活かしながら、利用者がいきいきと安心して暮らし続けられるよう、統一的かつ適切な支援を行うための手順を示すガイドラインとなる「希望の郷 東村山強度行動障害対応指針」を作成しました。

すべての職員は、この対応指針を踏まえ、利用者の皆様の課題となる行動を軽減し、落ち着いた環境の中で安心して暮らし続けられるようにすることを目標として、創意工夫と心のこもった対応(チームケア)を行っていきます。

# 1 強度行動障害とは何か

本章では、「強度行動障害」の定義や背景など、支援にあたって前提となる基礎的な事柄について示します。

#### (1)強度行動障害とは

行動障害とは、「精神科的な診断とは別に、様々な養育上の努力はしても、自傷や他傷など行動面での問題が通常考えられない頻度と形式で継続している状態のこと」をいいます。

行動障害の有無及び程度については、厚生労働省が「行動障害判定基準表」を示しています。これに従って、障害福祉サービスを受ける際に行う障害支援区分の調査にあわせて把握する「行動関連項目」(11項目)について、項目ごとに3段階による判定を行い、その合計が10点以上の場合、強度行動障害と位置づけます。

当園では、年1回の個別支援計画策定時に全利用者に対するアセスメントを行うと共に、 行動障害判定の見直しを行っています。

#### 【行動障害判定基準表】

行動障害の内容	行動障害の目安と例示(抜粋)					
		1 点	3 点	5 点		
1 ひどい自傷	肉が見えたり、頭部が変形に至るような	週に1・2回	1日に1・2回	一日中		
	叩きをしたり、つめをはぐなど					
2 強い他傷	噛みつき、蹴り、なぐり、頭突き等、相	月に1・2回	週に1・2回	一日何度も		
	手が怪我をしかねないような行動など。					
3 激しいこだわり	服を脱ぐ、外出を拒みとおす等の行為で	週に1・2回	1日に1・2回	一日何度も		
	止めても止めきれないもの。					
4 激しいもの壊し	ドア、眼鏡などをこわし、危害が本人に	月に1・2回	週に1・2回	1日何度も		
	も周りにも大きいもの、破衣行為など。					
5 睡眠の大きな乱れ	昼夜が逆転してしまっている、ベッドに	月に1・2回	週に1・2回	ほぼ毎日		
	いられず人や物に危害を加える等。					
6 食事関係の強い障害	テーブルごとひっくり返す、食器ごと投	週に1・2回	ほぼ毎日	ほぼ毎食		
	げる。異食、体に異状をきたす偏食など。					
7排泄関係の強い障害	便を手でこねたり、壁になすりつける。	月に1・2回	週に1・2回	ほぼ毎日		
	強迫的に排尿排便行動を繰り返すなど。					

8著しい多動	飛びだし、一時も座れず走り回る。ベラ	月に1・2回	週に1・2回	ほぼ毎日
	ンダの上など高く危険な所に上る。			
9著しい騒がしさ	大声を出す。一度泣き始めると大泣きが	ほぼ毎日	一日中	絶え間なく
	何時間も続く。			
10 パニックがもたらす	一度パニックが出ると、体力的にも収拾			あれば
結果が大変なため処	できない状態を呈する。			
遇困難				
11 粗暴で相手に恐怖感	ささいなことで爆発的な行動を呈し、恐			あれば
を与えるため処遇困	怖を感じさせられるような状況がある。			
難な状態				

\*出典:「強度行動障害特別処遇加算費の取扱いについて」(障障第36号 平成10年7月31日)

#### (2) 強度行動障害の背景

強度行動障害は、重度・最重度の知的障害を伴う自閉症の人たちに多く見られ、当施設においても同様の傾向にあります。また、強度行動障害の方は、生まれつき強度行動障害の資質を持っているというわけではなく、育ち方、関わり方の相互交渉の中で形成された状態像と言えます。中学、高校、高校卒業後に問題が大きくなるケースが多いと言われています。

重度・最重度の知的障害を伴う自閉症の方々の多くは、周囲の環境から情報を取り入れて情報を理解することが苦手であり、コミュニケーションの手段も限られています。

例えるならば、自分の知らない外国語で話しかけられたものの、相手の言っていることが分からず、さらに「こうしてほしい」という自分の思いをどう伝えたらよいのか分からずに途方に暮れているような状況です。感じている不安や不快感を伝えることができない「もどかしさ」が、不穏な言動、自傷や他傷といった形で表出しているのです。強度行動障害を有する方に対する支援にあたって最も大切なことは、強度行動障害に対する正しい理解を持ったうえで支援に当たることです。そうした課題となる行動が周囲を「困らせる」ためのものではなく、利用者が「困っている」状態を表現しているサインであることをきちんと理解したうえで支援に当たることが重要です。強度行動障害は、そうした理解の下、どういった支援を行うかが重要であり、その支援の適切性によって改善が図られるものであることを理解しましょう。

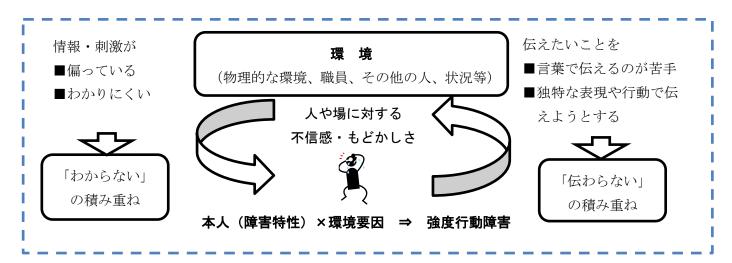
### (3) 行動改善とは

強度行動障害は、利用者の障害特性と環境要因(物理的な環境、職員、その他の人、状況等)の相互作用の結果として引き起こされます。本人が入手する情報や刺激に偏りがあったり、本人にとって分かりにくい、理解しにくいなどの状況が続き、「分からない」こ

とが積み重なること、また、本人が伝えたいことを言葉で伝えるのが苦手であることや独特な表現、行動で伝えようとするなどの行動特性があり、上手に伝えることが出来ない「伝わらない」状態が積み重なることによる人や場に対する不信感・もどかしさが、「課題行動」として表出します。職員がこのような強度行動障害の背景を理解して、適切な対応を進めることによって課題である行動の改善が図られます。

行動改善とは、単に課題となっている行動が軽減されたということだけではなく、例えば、「表情に笑顔が見られるようになった」、「座っていられるようになった」、「待てるようになった」、「支援者との関わりを求めるようになった」など、利用者が自立生活をすすめるうえでプラスとなる行動の変化のことをいいます。

#### 【強度行動障害の背景 (図解)】



\*「平成26年度 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)指導者研修テキスト」を参考に作成

# 2 強度行動障害に対する支援

本章では、強度行動障害を有する方への支援にあたっての基本的な考え方や対応方針について示します。

#### (1) 支援にあたっての基本的考え方

強度行動障害を有する方に対する支援にあたって重要なことは、「チーム」として統一的な対応を継続することです。強度行動障害を有する方の行動特性を考えても、職員によって支援内容が変わってしまったり、チームとして統一されていない支援を行ってしまったりすることは、適切な支援とは言えません。

チーム職員は、支援を進めるあらゆる段階(ステージ)において、以下の6項目からなる支援にあたって基本的な考え方を踏まえた対応を図る必要があります。

#### 【支援にあたっての基本的な考え方】

- ①構造化された環境づくり (構造化された環境の中で)
- ②多職種との連携(医師、心理職など多職種と連携しながら)
- ③リラックス出来る環境(リラックスできる強い刺激を避けた環境で)
- ④一貫した対応が可能なチーム体制(一貫した対応をできるチームを作り)
- ⑤自尊心の尊重(自尊心を持ち一人でできる活動を増やし)
- ⑥地域で継続的に生活できる体制づくり

(地域で継続的に生活できる体制づくりを進める)

### (2) 強度行動障害への対応方針

3 (1) に掲げる、支援にあたって基本となる6つの考え方を踏まえた上で、以下の方針に沿って支援を進めていきます。

## ① 予防的支援及び早期対応の徹底

チーム職員は、支援を行うにあたり、利用者の生活における環境の「構造化」を図る 等の予防的な支援や不穏になる前のサイン(原始反応)を見逃さない早期対応を重視す る必要があります。

このため、当施設では、これまで蓄積した支援技術やノウハウを活かしながら、利用者の起床から就寝までの毎日の生活をパターン化するなど生活リズムを整えたり、個室化など他の利用者からの騒音や接触を極力少なくするなど環境の構造化や不穏になる前のサイン(原始反応)を見逃さない早期対応を徹底することにより、課題行動の改善を図っていきます。

#### ② 意思決定支援に配慮した対応

チーム職員は、利用者の安全に留意しながらも如何に生活の幅を広げていくのかという、意思決定支援に配慮しながら支援を行う必要があります。

このため、当施設ではチームで知恵を出し合い、文字や絵、写真などのカード等によるスケジュールを提示することなどにより、利用者本人に分かりやすい見通しの持てる生活を組み立てていきます。

#### ③ 利用者との信頼関係の構築

チーム職員は、利用者から頼られるべき存在となることが利用者の方の行動を変えていく大きな原動力となることをしっかりと認識する必要があります。

このため、当施設では「共に乗り越えていこう」という共感的な姿勢で関わりながら、 否定をせず、時間をかけて成功経験を重ねることで、利用者の自尊心や自己肯定感を培います。

## ④ 専門性の向上(福祉職)

チーム職員は、強度行動障害を正しく理解し適切な支援を行うために専門知識やノウハウを身につける必要があります。このことは、利用者に対する不適切支援や虐待を防止するうえでも重要です。

このため、当施設では新任職員等を対象とした強度行動障害に関する研修を開催し、 支援にあたっての基本的な知識や支援技術をすべての職員が理解するとともに、強度行 動障害に対するより高度な支援技術・ノウハウを有するエキスパート人材を養成し専門 性の向上を図ります。

## ⑤ 専門職の確保と連携(看護師、心理職等)

強度行動障害への支援は、福祉職だけではなく、医師、心理職等専門職と連携し、チームとして支援を行う必要があります。

このため、当施設ではてんかん発作や睡眠障害に対する服薬などの面から関与する看護師、心理面から関与する心理職など専門職と十分連携を図りながら、常によりよい対応方法を検討していきます。

# 3 強度行動障害対応の手順

本章では、強度行動障害を有する方に対する支援を行う際の対応手順を示します。

#### (1) 利用者の受け入れ

利用者の受け入れに当たっては、強度行動障害判定の内容を利用者情報として受付けます。また、ご家族等から施設における生活を送るうえで必要な利用者の障害特性や事情等について情報を収集します。

#### (2) 医師による診断

入所の際には、医師による診断を行うとともに、健康上の課題や合併する障害等の状況について確認を行います。

#### (3) アセスメント(肯定的に分析)

入所の際の医師の診断等の情報に加えて、利用者の行動特性や個別的なニーズを把握するため、アセスメントを行います。利用者支援は「アセスメントに始まり、アセスメントに終わる」と言われており、個別支援計画策定の根拠となることから、行動改善の実践を進めるうえで最も重要な取組と言えます。

アセスメントには、担当する福祉職、管理監督者(施設長、支援管理部門長、支援調整会議担当グループリーダー)、専門職(看護師、栄養士、心理士)が参加し、課題行動への要因を探るとともに、「好きな事、苦手な事」「得意なこと」、『強み』と『弱み』」、「場面の理解」、「コミュニケーションレベル」「変化への適応」、「感覚過敏への対応」等に着目しながら、きめ細かな分析・話し合いを行います。

### (4) 個別支援計画の作成と計画に基づく支援

チーム職員は、きめ細かなアセスメントに基づき、利用者の「個別支援計画」を作成していきます。個別支援計画では、利用者一人ひとりに応じた目標を掲げます。

#### 【目標の例】

・入浴や歯磨きなどの日課をこなせるが1時間以上たっても終わらないことがある

- ⇒【目標】日課等の生活リズムを整える(食事・排せつ・睡眠等)
- ・落ち着いた環境があれば、1時間程度の継続作業が可能
  - ⇒【目標】本人が一人でできる活動を増やす 等

「個別支援計画」に掲げる利用者一人ひとりの目標に沿って統一的な対応(チームケア)を実践していきます。個々の目標達成に向け、一つ一つ成功体験を積み重ねていく支援を行うことが非常に大切です。

#### (5) 再アセスメント

実践を積み重ねながら、定期的な評価を行う「再アセスメント」を実施していきます。 定期的な評価と再アセスメントに当たっては、「人的環境」と「物的環境」の双方を整備する必要があります。人的環境、すなわち「チームケア」を行うためには、担当する福祉職、管理監督者に加えて、専門職を確保し、十分な連携を図りながら行います。物的環境の整備としては、4つの「構造化」を図る必要があります。「構造化」の手順については、第5章「(4)環境の構造化」で紹介します。

#### (6) 地域で継続的に生活できる体制づくり

当施設では、強度行動障害を有する方についても、一人ひとりの状況にあわせて、ご家族の意向等も踏まえながら、地域生活移行を目指した取組を進めています。

地域生活移行にあたっては、移行後の生活を想定しての自活訓練を実施するとともに、 利用者の状況にあった候補先となるグループホームの選定、入所にあたっての調整、経済 的な面での段取りのサポート、区市町村が実施する地域福祉サービス利用にあたっての調 整等、さまざまな支援を行います。

#### 【強度行動障害対応の手順】

#### 利用者の受け入れ

・記録類、家族等から必要な情報を得る。

#### 医師の診断

・健康上の課題、合併する障害を確認する。

#### アセスメント(肯定的に分析)

利用者の行動特性や個別的なニーズを把握します。アセスメントは強度行動障害対応の根拠となります。

着眼点 ・好きな事、苦手な事 ・得意なこと、強みと弱み

場面の理解

・コミュニケーションレベル

・変化への適応

・感覚過敏への対応 等

## 人的環境整備 ~チームケア~

施設長

支援管理部門長

支援調整会議グループ

リーダー

支援員 看護師

栄養士 心理士

#### 個別支援計画の作成

目標 (例)

- ・日課等の生活リズムを整える(食事・排せつ・睡眠等)
- ・本人が一人でできる活動を増やす 等

# 物的環境整備 ~構造化~

時間の構造化 空間の構造化 手順の構造化 材料の構造化

### 計画に沿った支援の実践 ―> 定期的な評価

ACMINI OF IT

(モニタリング)

再アセスメント

- ・支援計画に沿ったチームケアを実施する。 ↓
- ・成功経験を積み重ねる。

# 4 行動改善に向けた支援の実践

本章では、利用者の行動改善に向けた支援の実践手法・方法等について示します。

#### (1) アセスメントと氷山モデル

アセスメントは、支援にあたって必要な情報を収集し、ニーズを分析することですが、個別支援計画策定にあたって根拠となるものであり、行動改善に向けた実践を進めるうえで最も重要です。アセスメントを行う際には、課題となっている行動ばかりに着目するのではなく、本人の障害特性や環境要因(利用者家族や関係機関の関与状況などを含む)を踏まえ、生活全般を網羅して行うようにします。

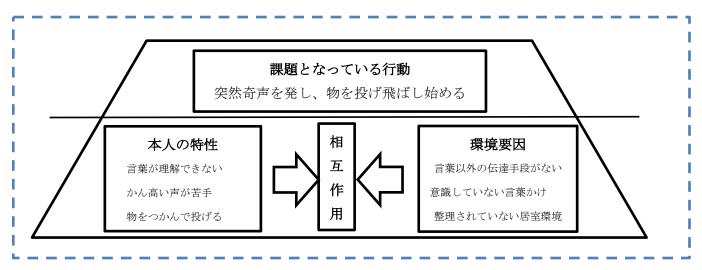
#### まず、

- ①アセスメントを行い、仮説を立てた上で、その仮説に基づき個別支援計画を作成します(計画)。
- ②その計画に沿って支援を実践します(実践)。
- ③支援記録をもとに実施した支援を定期的に評価(モニタリング)します(検証)。
- ④その評価に基づいて再度アセスメントを行い、計画の見直しにつなげます(改善)。

この「①計画→②実践→③検証→④改善」の「PDCAサイクル」により、利用者に とってより適切なプランとなるよう研鑽を重ねます。

氷山モデルとは、課題となっている行動を氷山の一角としてとらえ、行動の背景にある水面下の要因(「本人の特性」と「環境・状況」)に着目して支援の方法を考察していく手法です。「突然奇声を発し、物を投げ飛ばし始める」などの課題行動はあくまでも氷山の一角であり、その下にある「言葉が理解できない」、「かん高い声が苦手」、「物を掴んで投げる」などの本人の特性や、「言葉以外の伝達手段がない」、「意識していない言葉かけ」、「整理されていない居室環境」などの環境要因が相互に作用しているものであり、そうした水面下の要因に着目することが重要であるというものです。チーム職員によるアセスメントを行う際に活用しましょう。

#### 【氷山モデルとは】



\*「平成26年度 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)指導者研修テキスト」を参考に作成

#### (2) 支援記録の活用

チームが統一して一貫した対応をするために大切なことは、必要な情報を共有し活用することです。そのためには、記録を取ることが大変重要です。強度行動障害を有する方の状態は一定ではありません。利用者の生理的な変化や周囲の環境などによって課題となる行動が増えたり、程度が強まったりすることもあります。そうした状況下において、チームー丸となった対応を図るためには、変化し続ける本人の状態についてチーム内で常に情報共有しておかなければなりません。

業務システムなどを活用して日々の状態を継続的に記録していくことは、本人の行動特性を科学的に分析していくうえでの有用な手がかりとなり、また、児童相談所などの関係機関に対して現状説明するうえでの根拠にもなります。

行動改善に関してチームで確認した事項については、文書による申し送りを徹底し、 支援者によって対応にバラつきが生じないようにします。

### (3)集団対応と個別対応

行動改善の実践は、基本的には小集団による生活を単位として進めます。

小集団とは8名程度の人数で、年齢や性別などを考慮した集団のことをいいます。利用者は、集団をモデルとすることで行動の手がかりが得やすくなるので、安定した集団で過ごすことは、重度・最重度障害者の方の支援に有効です。

基本的には、小集団による生活を単位としますが、集団生活となると騒がしいなど過刺激になることもあるので、個々の状況に応じて個別対応とする場面を決めておきます。

居室やソファなどを活用して個の空間をつくり、そこが本人にとって安全で安心できる場所として機能するように努めるなど、負の状態を出来る限り排除する必要があります。 不安になった時などは、一度安全で安心できる場所に戻り、落ち着いてから次の行動に 移るなどの活用の仕方が有効です。

#### (4)環境の構造化

課題となる行動の改善に向けて、利用者が安全で安心できる「環境」を分かりやすくする手法の一つに生活環境の「構造化」があります。環境の構造化を図ることは、利用者本人の混乱を未然に防ぐとともに、状況の把握や理解をサポートすることに繋がり、集中して効率的に活動を行うための手助けになります。

環境の構造化は、

- (I) VY
- ② どこで
- ③ なにを
- ④ どのくらい
- ⑤ どのように
- ⑥ 終わったら次は何

の6つについて、本人の障害特性や事情に合った分かりやすい方法についてアセスメントを行い、それを踏まえた適切な「構造化」を図っていきます。

構造化の手順ですが、はじめに、アセスメントを行い、仮説を立てます(手順1)。 その際、「興味や現在持っているスキル」、「本人に出来そうなこと」、「作業等の取り組 み方」、「集中できる時間」、「気の散りやすさ」、「変化への適応」、「作業の理解度」など に着目します。

続いて、4つの点から環境の構造化を図ります(手順2)。1点目は「いつ」「どこで」「何を」という情報を、文字や絵、写真などのカードまたは実物などでスケジュールを視覚的に示す「時間」を構造化します。2点目は、テープや間仕切り用パーテーションなどで境界線をつくり、活動エリアを分かりやすくしたり、使用するものを配置し、不要なものは片づけるなど「空間」を構造化します。3点目は、「なにを」「どのくらい」「どのように」「終わったら次は何」ということが分かるように、左から右、上から下の順で、色や数字、写真やイラストを用いて活動の流れを視覚的に示したり、重要な情報にポイントやマーカーをして視覚的に強調するなど、「手順」を構造化します。4点目は、作業手順に則って、課題や作業の材料を取り出す棚・材料カゴや成果物を収納するフィニッシュボックスの設置等ワークシステムを確立する「材料」の構造化を図りま

す。

最後の手順として、立てた仮説を再検証し、環境の再構造化を図ります(手順3)。 このように、アセスメント→構造化→再アセスメント→再構造化を行い、本人がより理 解しやすい安心できる環境づくりに取り組むことが重要です。

#### 【構造化の手順】

手順1 アセスメント(アセスメントにより仮説を立てる)

着眼点 興味や現在持っているスキル、本人にできそうなこと、作業等の取り組み方、 集中できる時間、気の散りやすさ、変化への適応、作業の理解度 など

#### 手順2 環境の構造化を図る

時間の構造化・・・「いつ」「どこで」「なにを」という情報を、文字や絵、写真などのカード、または実物などでスケジュールを視覚的に示す。

空間の構造化・・・テープや間仕切り用パーテーションなどで境界線をつくり、活動エリアをわかりやすくする。使用するものを配置、不要なものは片付けて、「どこで」「なにを」を伝える。

手順の構造化・・・「なにを」「どのくらい」「どのように」「終わったら次は何」という ことがわかるように、左から右、上から下の順で、色や数字、写真 やイラストを用いて活動の流れを視覚的に示す。重要な情報にポイ ントやマーカーをして視覚的に強調する。

材料の構造化・・・作業手順に則って、課題や作業の材料を取り出す棚・材料カゴや成果物を収納するフィニッシュボックスを設置する等、ワークシステムを確立する。

手順3 再アセスメント(立てた仮説の再検証)による環境の再構造化を図る

#### (5) 緊急時の対応

強度行動障害を有する方への支援に当たっては、出来る限り環境を構造化したうえで、 統一的な支援をチームケアにより粘り強く行っていても、利用者本人の状態によっては、 パニック状態になったり、自傷、他害を起こすなど、不測の事態が起きる可能性があり ます。

そうした緊急時の対応は、一人ひとりの障害特性や事情を踏まえる必要がありますが、 周囲や本人の安全を第一に考え、落ち着いて対応することです。また、一般的な手順と しては、可能であれば本人のその行動に必要以上に注目しないようにすることですが、 注目することでより一層危険となるような場合には、①周囲の人を遠ざけるなど安全の確保、②本人及び周囲の人への危険回避のための制御行動、③本人に別の行動をとらせるための指示、④行動が収まるまでの見守り、が挙げられます。

いずれにしても、緊急時の対応手順については、その場の思いつきや支援者によって 異なる対応ではなく、十分なアセスメントに基づいた統一的な対応が図られるよう準備 しておくことが重要と言えます。

# 5 強度行動障害支援の推進体制

本章では、当施設において強度行動障害への支援を一層推進していくための体制等について示します。

#### (1)強度行動障害エキスパート人材の養成

強度行動障害のエキスパート人材として養成された職員は、強度行動障害支援者養成研修の指導的役割や東京都社会福祉協議会等が行う事例検討会の進行役を担うなど、対外的な活動にも精力的に取り組みます。

#### (2) スーパーバイズ体制の構築・効果的運用

強度行動障害対応に関するスーパーバイズを受けられる体制を確保することで、支援者が対応の現状を振り返り、適切な評価を受けられる機会を用意します。

#### (3) 本対応指針の見直し

本対応指針は、今後、実践を積み重ねながら、適時見直しを行っていきます。